

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領

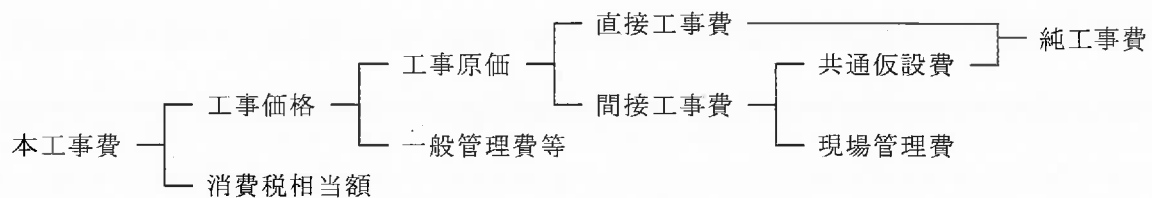
平成5年6月16日付け5構改D第422号
最終改正 平成28年8月2日付け28農振第1046号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農村振興局長

(本工事費の構成)

第1 要綱第7第1項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。



(各費目の積算基準)

第2 設計書に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第7及び第10に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 本工事費 (請負施行の場合)

イ 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

(イ) 労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 (昭和26年4月16日政令107号) 第6条第2項に基づき同意を得た設計単価及び歩掛 (以下「同意単価及び歩掛」という。) により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。

(ロ) 材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用 (購入場所から現場までの運搬費を含む。) とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

(ハ) 機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について (昭和58年2月28日58構改D第147号構造改善局長通知)」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について (昭和58年2月28日

58構改D第 148号構造改善局長通知) 」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

(二) その他

イ) 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

ニ) 産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

ロ 共通仮設費

(イ) 共通仮設費の各項目の積算

共通仮設費の各項目の積算は、次のイ) からト) までに掲げる費用で各工事部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより工種区分ごとに積算する。

イ) 運搬費

運搬費は、機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出(組立・解体を含む。)に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

ロ) 準備費

準備費は、工事施工のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量、丁張等に要する費用及び伐開、除根、除草、整地等に要する費用とする。

ハ) 安全費

安全費は、安全施設に要する費用、安全管理に要する費用及び工事施工上必要な安全対策等に要する費用とする。

ニ) 役務費

役務費は、材料置場等の土地借上げに要する費用及び電力・用水等の基本料金とする。

ホ) 技術管理費

技術管理費は、品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用その他技術管理上必要な資料の作成に要する費用とする。

ヘ) 営繕費

営繕費は、現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用及びこれらに係る土地・建物の借上げ費用並びに労務者の輸送に要する費用とする。

ト) 事業損失防止施設費

工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。

(ロ) 共通仮設費の算定

共通仮設費の算定は、工種区分に基づき所定の率計算による費用に積上げ計算による費用を加算して行うものとする。

① 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。なお、率の対象項目は別表1に示すとおりとする。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額

また、次に掲げる費用は対象金額に含めないものとする。

- ・ 簡易組立式橋梁、PC桁、門扉、ポンプ、グレーチング床版、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- ・ 簡易組立式橋梁、PC桁、門扉、ポンプ、グレーチング床版、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルを支給する場合の支給品費

なお、対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

② 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正については、別表3の補正値を加算するものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

③ 積上げ計算による算定

積上げ計算による算定方法は、別表1に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。なお、運搬費の算定は、別紙によるものとする。

ハ 現場管理費

現場管理費は、工事の施工に当たって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、別表4に定める各工種ごとの現場管理費率を用い次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額

二種以上の工種からなる工事については、その主たる工事の現場管理費率を適用するものとし、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。

なお、施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表5の補正値を加算するものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益とし、別表6により求めた一般管理費等率を用い次式により算出する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費等率

ホ 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当額を含まないものとする。

ヘ 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

ト 他の施設の管理者施行の場合における附帯工事費

要綱第7第1項(2)後段の管理者施行の場合における附帯工事費は、当該管理者施行に係る附帯工事の工事費及び事務費の合計額を計上し、この場合における事務費については、当該工事費の規模等を考慮して算出した額を計上する。

(2) 測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

(3) 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合

した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

(4) 営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、ロからニ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前に於いて算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ) 工事費が1,000万円以下の場合	1,000分の50
ロ) 工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合	1,000分の40
ハ) 工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合	1,000分の30
ニ) 工事費が10,000万円を超える場合	1,000分の20

(5) 工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ 工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの） ----- (ア)
用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋船舶及び機械器具費
＋営繕費 ----- (イ)

工事雑費 = (ア) × 15/1000 + (イ) × 40/1000

ロ 工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施工に係るもの）＋用地及び補償費
＋営繕費 ----- (ウ)

工事雑費 = (ウ) × 40/1000

(本要領によらないことができる工事)

第3 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

(災害復旧事業の工事費の判定について)

第4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第6条第1項に規定する災害復旧事業の工事費（都道府県及び指定市においては120万円以上、その他市及び町村においては60万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費により行うものとする。

別表1 共通仮設費率適用範囲

項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運搬費	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、敷鉄板（積上げ計上分を除く。）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板（積上げ計上分に限る。）等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 その他工事施工に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
準備費	<ol style="list-style-type: none"> 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く） 	<ol style="list-style-type: none"> 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 工事施工に必要な準備等に要する費用
安全費	<ol style="list-style-type: none"> 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 	<ol style="list-style-type: none"> 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他工事施工に必要な安全対策等に要する費用
役務費		<ol style="list-style-type: none"> 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金
技術管理費	<ol style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 	<ol style="list-style-type: none"> 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げに要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
営繕費	<ol style="list-style-type: none"> 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く） 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事） 	<ol style="list-style-type: none"> 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用 3 その他工事施工に必要な営繕等に要する費用

別表2 共通仮設費率
(1)

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	11.69%	75.1	-0.1247	5.67%
農用地造成工事	14.02%	98.0	-0.1304	6.57%
農道工事	13.37%	76.1	-0.1166	6.79%
水路トンネル工事	21.16%	403.7	-0.1977	6.71%
水路工事	10.86%	56.5	-0.1106	5.71%
河川及び排水路工事	11.63%	66.4	-0.1168	5.90%
管水路工事	12.20%	98.9	-0.1403	5.40%
畑かん施設工事	11.58%	39.8	-0.0828	7.16%
コンクリート補修工事	10.42%	72.5	-0.1301	4.89%
その他土木工事(1)	17.12%	257.2	-0.1817	5.96%
その他土木工事(2)	14.17%	86.0	-0.1209	7.02%

(2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%

(3)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	12.33%	423.6	-0.2266	3.31%

(4)

対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%
コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%

(5) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y: 共通仮設費率 (%)

X: 対象金額 (円)

a, b: 変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

別表3 共通仮設費率の補正值

施工地域・施工場所区分		補正值 (%)
市	街 地	2.0
山	間 僻 地 及 び 離 島	1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 一般交通等の影響を受ける場合は以下のいずれかに該当するものとする。

- ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③施工場所において、50m以内に人家が連なっている場合

別表4 現場管理費率

(1)

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627	22.50%
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%
農道工事	24.77%	30.7	-0.0144	22.78%
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%
水路工事	28.39%	56.3	-0.0459	21.75%
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%
その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%

(2)

対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%

(3)

対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%

(4)

対象金額	3 億 円 以 下	3 億 円 を 超 え 5 0 億 円 以 下	5 0 億 円 を 超 え る も の	
適用区分	下 記 の 率 と す る 。	(5)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
工種区分		a	b	
フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%
コンクリート ダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%

(5) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率 (%)

X：対象金額 (単位：円)

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

別表5 現場管理費率の補正值

施工地域・施工場所区分		補正值 (%)
市	街 地	1.5
山	間 僻 地 及 び 離 島	0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 一般交通等の影響を受ける場合は以下のいずれかに該当するものとする。

①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家が連なっている場合

別表6 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 Y _p	20.29%	-4.63586・log X _p +51.34242	7.41%

(1) X_p = 工事原価 (単位：円)(2) Y_p の算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。(単位：%)

運搬費の算定

1 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20 t以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A \cdot (1 + C_1 + C_2 + C_3 + C_4) + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K')$$

U_k : 貨物自動車による運搬費

A : 基本運賃料金

各運輸局の許可した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

B : 諸料金

・ 地区割増料 ----- 適用する。

・ 車両割増料 ----- 適用しない。

C₁～C₄ : 運賃割増率

C₁ : 特大品割増 (表1)

C₂ : 悪路割増 ----- 適用する。

C₃ : 冬期割増 ----- 適用する。

C₄ : 深夜早朝割増 ----- 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料又は損料を計上する。

(1) 組立て、解体に要する費用

重建設機械の組立て、解体に要する費用は別途加算する。

(2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

- a 荷役機械使用料
- b 自動車航送船使用料
- c 有料道路利用料
- d その他

(表1)

割増項目	適用範囲		割増率	
特大品割増	建設機械類	使用車両積載標記 t数	15 t未満	6割増
			15 t以上	7割増

(注) 誘導車及び誘導員に係る費用は割増率に含まれている。

2 仮設材等の運搬

仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等) の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

U : 仮設材の運搬費

E : 基本運賃料金 (円/t)

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの片道距離とする。

また、仮設材の運搬費は基本運賃料金に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F₁ : 冬期割増

F₂ : 深夜早朝割増

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金

3 賃料適用のトラッククレーン及びクローラクレーンの分解組立時にかかる本体賃料

4 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。